

八王子学園都市大学学則

(目的)

第1条 八王子学園都市大学（以下「学園都市大学」という。）は、市、大学等及び市民が協働し、市民の誰もが自由に学べる開かれた学び舎として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学とは異なる新しいかたちの学習の場として、高度で専門的な学習機会を継続的に提供することにより、市民の生きがいつくりや地域の活性化に貢献することをめざすものとする。

(学長)

第2条 学園都市大学に学長を置く。

2 学長の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(重要事項の意見聴取及び連絡調整)

第3条 学園都市大学の運営に関する重要事項について意見聴取するため、八王子学園都市大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

2 評議会の円滑かつ効率的な実施及び学園都市大学の専門的な事項について連絡調整を行うため、八王子学園都市大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

3 評議会及び運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(会場)

第4条 学園都市大学は、八王子市学園都市センターを主会場とし、各大学等及び他の公共施設等も会場とする。

(講座等)

第5条 学園都市大学が実施する講座等は、次のとおりとする。

- (1) 公開科目 各大学等で実施する授業の内、学園都市大学の科目として提供されたもの
- (2) 持出科目 各大学等の授業の内、学園都市センターで実施する科目
- (3) 特設科目 各大学等が学園都市大学のために、新たに設置する科目（正規・その他正規以外）
- (4) 公開講座 一般開放する講演会等の講座

(受講等手続き)

第6条 前条第1号、第2号及び第3号(第3号にあつては、正規科目に限る。)に規定する科目の受講者の内、大学等における単位取得又は大学間における単位互換として受講するものの受講資格その他手続きについては、別に定める。

(称号記)

第7条 学長は、別に定める学園都市大学独自の称号記の授与条件を満たす受講者に対し、称号記を授与する。

(受講資格等)

第8条 学園都市大学の受講資格は、原則として満18歳以上の者とする。

2 学園都市大学の受講手続きについては、別に定める。

(受講取消し等)

第9条 学園都市大学の受講生が、次の各号のいずれかに該当するときは、受講を取消することができる。

- (1) 受講生から辞退の申し出があったとき。
- (2) 受講に必要な更新の手続きを行わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学長が運営上支障があると認めるとき。

(受講料)

第10条 学園都市大学の受講料については、別に定める。

(事務所等)

第11条 学園都市大学の事務所は、学園都市センター内に置く。

2 学園都市大学の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課が行う。

(その他)

第12条 この学則に定めるもののほか、学園都市大学の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年6月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。